

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 民法

【出題趣旨・採点基準】

問1

- ① 占有改定
- ② 遺産分割方法
- ③ 特定財産承継遺言
- ④ 責任
- ⑤ 事理
- ⑥ 416
- ⑦ 類推
- ⑧ 援用
- ⑨ 法定
- ⑩ 水利権、湯口権、譲渡担保など（いずれか一つで正解）

問2

(1)

- ① 債権には原則として第三者対抗力がないことを指摘していること（5点）。
- ② 605条の4が、対抗要件を具備した賃借権に例外的に第三者対抗力を認めるものであり、賃借権の物権化の現れのひとつであることを指摘していること（5点）。
- ③ 賃貸人が行使しうる所有権に基づく返還請求・妨害排除請求の代位行使との比較を行っていること（10点）。具体的には、対抗要件の要否、二重賃貸借の場合の利用可能性などについて検討を加えていること。

(2)

- ① 770条1項（とりわけ5号）の問題であることを指摘していること（6点）。
- ② 判例が、かつての消極的破綻主義（有責配偶者からの離婚請求は認めない）から、（制限付きの）積極的破綻主義へ移行したことを指摘していること（7点）。
- ③ 判例における判断のあり方について説明していること（7点）。具体的には、（ア）別居期間、（イ）未成熟子の有無、（ウ）苛酷な状態（精神的・社会的・経済的）の有無が判断要素となっていること。

問3

- ① 本件委任の効力に着目するアプローチ（問題文中のYが指摘しているもの）
 - （ア）本件委任を詐欺を理由に取り消すことによって本件委任が遡及的に消滅し、本件売買は原則として無権代理となることを指摘していること（10点）。

(イ) 第三者 (C) 保護について検討していること (10 点)。

- Cは詐欺の第三者として善意無過失であれば保護され、登記は不要であること (96 条 3 項) を指摘していること。また、109 条による保護の余地について検討してもよい。
- DはCから承継取得可能であり、特段の要件を備える必要はない。

※代理権濫用や本件委任の解除についても触れてあれば加点する。なお、後者の場合、解除に遡及効がないため、本件売買は有権代理のままであることを指摘する必要がある。

② 本件売買に着目するアプローチ

(ア) C の代金不払いという債務不履行に基づき本件売買を解除することで、原状回復義務 (545 条 1 項本文) により所有権はAに復帰するという構成を指摘していること (10 点)。

(イ) D が「第三者」(同ただし書) として保護される可能性について検討していること (10 点)。

- 「解除前の第三者」であるが、この者を保護するためには登記を要するとするのが判例の立場である。これを支持するにせよ、反対するにせよ、その立場及び根拠を明確にする必要がある。